

毎週火、金曜日発行(但休日該当ときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
 ◇告示 家畜傳染病予防法第六条による命令
 ◇正誤 昭和二十九年二月二十三日鳥取県告示第六十一号中訂正

告示

鳥取県告示第七十三号

次のように肝蛭症の検査及び駆除を実施するので家畜傳染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定により牛、めん羊、山羊の所有者に対しその検査及び駆除をうけることを命ずる。

昭和二十九年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 実施の目的 肝蛭症予防のため

別表

二月二十五日	八頭郡家町	同上
"	船岡町	"
"	郡家町	"
"	国英村	"
"	郡家町	"
"	河原町	"
"	郡家町	"
三月一日	八上村	"

二 実施する区域 別表のとおり
 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 牛、めん羊、山羊(生後百日以内分娩前後一箇月以内のものを除く)
 四 実施の期日 別表のとおり
 五 検査、駆除の方法
 検査は一般臨床検査、虫卵検査、並びにアンチゲン皮内反応を併用する駆除はヘキサクロロエタン製剤の応用とする。

